

○射水市農村環境改善センター条例施行規則

平成17年11月1日

規則第117号

改正 平成18年3月22日規則第10号

平成19年3月1日規則第7号

平成31年1月25日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市農村環境改善センター条例(平成17年射水市条例第177号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 改善センターの会議室等を使用するものは、農村環境改善センター使用許可申請書(様式第1号。第3条において「申請書」という。)を、使用しようとする日(第4条において「使用日」という。)の10日前までに市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、使用を許可したときは、農村環境改善センター使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用の取消し等)

第3条 使用の許可を受けた者が、使用を取り消し、又は申請書に記載された事項を変更しようとするときは、直ちに農村環境改善センター使用取消(変更)届出書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料の納入)

第4条 改善センターの使用料は、農村環境改善センター利用券(様式第4号)の購入又は納入通知書等により使用日の前日までに納入するものとする。ただし、時間経過に係る使用料又は市長が特にやむを得ないと認めたものについては、使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第5条 条例第11条の規定による使用料の減免の範囲及び割合は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の還付)

第6条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 条例第12条第1号及び第2号に該当する場合 全額

(2) 条例第12条第3号及び第4号に該当する場合 80パーセントに相当する額

2 前項の規定により算出した還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 使用料の還付を受けようとする者は、農村環境改善センター使用料還付申請書(様式第5号)を市長に提出し、農村環境改善センター使用料還付決定通知書(様式第6号)の交付を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第7条 条例第15条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に改善センターの管理を行わせる場合における第2条及び第3条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第8条 前条の場合における第4条、第5条及び第6条の規定の適用については、第4条(見出しを含む。)の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第5条(見出しを含む。)の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第11条」とあるのは「条例第18条第4項」と、第6条(見出しを含む。)の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第12条ただし書」とあるのは「条例第18条第5項ただし書」と、「条例第12条第1号及び第2号」とあるのは、「条例第18条第5項ただし書の規定により準用する条例第12条第1号及び第2号」と、「条例第12条第3号及び第4号」とあるのは、「条例第18条第5項ただし書の規定により準用する条例第12条第3号及び第4号」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第9条 前2条の場合における様式第1号から様式第6号までの様式の適用については、これらの様式中「射水市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の新湊市農村環境改善センター条例施行規則(平成9年新湊市規則第4号)、大門町農村環境改善センター設置条例施行規則(平成元年大門町規則第3号)又は大島町農村環境改善センター管理運営規則(平成10年大島町規則第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日規則第10号)

この規則は、平成18年9月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年1月25日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の減免については、改正後の射水市農村環境改善センター条例施行規則第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

| 減免の範囲 | 割合 |
|--|-----|
| 1 市又は市の機関が主催する場合 | 10割 |
| 2 市又は市の機関が共催する場合 | 5割 |
| 3 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳(以下これらを「身体障害者手帳等」という。)の交付を受けた者(条例別表3の2の表及び3の表に規定する一般(高校生以上)の区分に該当する者に限る。)が個人使用する場合 | 5割 |
| 4 身体障害者手帳等の交付を受けた者の介助者(当該交付を受 | 10割 |

| | |
|--|----------------------|
| けた者1人につき1人に限る。) | |
| 5 満70歳以上の者(条例別表3の2の表及び3の表に規定する一般(高校生以上)の区分に該当する者に限る。)が個人使用する場合 | 5割 |
| 6 構成員の半数以上が市内に住所を有する身体障害者手帳等の交付を受けた者で構成する団体であって、当該団体が団体使用する場合 | 5割 |
| 7 農業団体が団体使用する場合 | 5割 |
| 8 市長が特に必要と認める場合 | 5割又は10割でその都度市長が定める割合 |